

四日市市告示第430号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第8条第1項の規定により、第10期市町村分別収集計画を次のとおり定めたので、同法第8条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年6月14日

四日市市長 森 智 広

容器包装廃棄物

第十期分別収集計画

(令和5年度～9年度)

四日市市

# 四日市市容器包装廃棄物第十期分別収集計画

令和4年6月14日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである

本計画の推進により、容器包装廃棄物にかかる3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）飲料用紙容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	15,135 t	15,125 t	15,119 t	14,875 t	14,637 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため「四日市市ごみ処理基本計画(令和3年3月改定)」に基づき、以下の施策を推進する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、これを行うものとする。

### ○レジ袋を含む容器包装削減の推進

海洋プラスチックごみなど、新たな課題も踏まえて、ごみの発生抑制の観点から、レジ袋を含む容器包装の削減を一層推進するため、ごみ減量リサイクル推進店などの事業者と連携して、過剰包装の削減やばら売り、量り売りの推進、詰め替え商品の利用促進などの啓発を引き続き実施する。

### ○分別強化の推進

紙類やびん、飲料缶などの資源物の可燃ごみへの混入を防ぐため、広報よっかいちや市ホームページ、出前講座などのあらゆる機会を捉えて啓発を行う。

### ○再生使用品の推進

市庁舎や公共施設で、グリーン購入法に基づくリサイクル商品の利用や再生品を使用した事務用品・トイレットペーパー等の使用を推進するとともに、三重県認定リサイクル製品の積極的な活用を促すため、庁内に情報提供する。また、再生品の使用を促進するため、出前講座や各種イベント等を通じて啓発を行う。

### ○マイバッグ、マイボトル等の普及・促進

買い物時のマイバッグやマイボトル、マイカップ、マイ箸等の持参が定着できる仕組みの普及・促進を図る。

### ○リサイクルショップやバザー等の活用

ものを繰り返し利用することを推進するため、リサイクルショップやバザー等の活用について啓発を行う。

### ○次世代を担う子どもたちへの啓発の推進（重点施策）

3R活動への意識を高めるため、市民・事業者・行政の連携による環境学習講座の実施や、社会見学で四日市市クリーンセンターを訪れる小学生への啓発、ごみ収集車を用いた学校への出前講座に加えて、教育委員会等とも連携しながら、学校での環境教育を支援することで、次世代を担う子どもたちへの啓発を推進する。

### ○事業系ごみの適正処理の徹底（重点施策）

事業者向けにごみ減量啓発パンフレットを発行するなど、きめ細かい指導・啓発を行うとともに、ごみ処理手数料の見直しなどを通じて、事業系ごみの減量を推進する。

### ○排出事業者への啓発

排出事業者に対し、事業者向けのごみ減量啓発パンフレットなどを用いて、ごみの減量や適切な分別に取り組むよう指導・啓発を行う。

### ○ごみ減量リサイクル推進店認定制度の推進

ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むスーパーマーケット等を対象に「ごみ減量リサイクル推進店」の認定とその拡大に努める。また、認定を受けた店舗の利用を促すため、市の広報などを通じて市民に周知し、ごみ減量化・リサイクルの推進を図る。

### ○資源集団回収活動の支援・活性化（重点施策）

集団回収の担い手の減少に加え、紙類などの市況が悪化している現状を踏まえて、資源物を自主回収する団体の活動を支援することで、活動団体の活性化を図る。

### ○エコステーションの支援・拡充（重点施策）

紙類などの市況が悪化している現状を踏まえて、エコステーションの活動を支援するとともに、設置要件などを見直すことで拡充を図る。

### ○紙類の資源化推進（重点施策）

紙類の適正な分別を啓発するとともに、資源化推進に向けて、行政回収に加えて、民間事業者が設置する回収拠点や、小売店などの店頭回収の利用を推奨する。

### ○民間リサイクル業者等を活用した事業系ごみ資源化の推進（重点施策）

オフィスから排出される OA 用紙等の紙類を資源化するため、リサイクル業者が主体となって複数のオフィスが共同で資源回収を行う仕組みの構築を支援する。

### ○ごみ減量等推進審議会

資源循環型社会の創造のために、学識経験者や市民団体、市民の代表等で構成されるごみ減量等推進審議会等で広く意見を聞きながら施策展開を行う。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

### （法第 8 条第 2 項第 3 号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、四日市市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源物（飲料缶）
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	資源物（びん）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源物（紙類（紙パック））
主として段ボール製の容器	資源物（紙類（段ボール））
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源物（紙類（雑紙））
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	可燃ごみ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	55 t		55 t		55 t		50 t		50 t	
主としてアルミ製の容器	55 t		55 t		55 t		50 t		50 t	
無色のガラス製容器	(合計) 691 t		(合計) 688 t		(合計) 686 t		(合計) 684 t		(合計) 684 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 691 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 688 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 686 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 684 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 684 t
茶色のガラス製容器	(合計) 451 t		(合計) 450 t		(合計) 449 t		(合計) 447 t		(合計) 447 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 451 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 450 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 449 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 447 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 447 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 289 t		(合計) 288 t		(合計) 287 t		(合計) 286 t		(合計) 286 t	
	(引渡 量) 289 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 288 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 287 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 286 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 286 t	(独自 処理 量) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	759 t		755 t		754 t		751 t		751 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 23 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 23 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 23 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 23 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 23 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 428 t		(合計) 426 t		(合計) 425 t		(合計) 423 t		(合計) 423 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 425 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 425 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 422 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 421 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 419 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績や人口変動率を勘案し、算定した。

また、人口変動率は四日市市ごみ処理基本計画に基づき、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
309,152人 (対前年度比)	308,523人 (対前年度比)	307,895人 (対前年度比)	306,924人 (対前年度比)	305,953人 (対前年度比)
99.80%	99.80%	99.80%	99.68%	99.68%



## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

その他のプラスチック製容器包装については、ごみ焼却発電による熱エネルギー回収（サーマルリサイクル）を行っているが、白色トレイ等については、引き続き民間事業者による店頭回収を推進していく。

また、子ども会やPTAなどの地域活動団体による資源集団回収が進んでいる紙類については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	資源物 (飲料缶)	委託業者による定期収集	民間事業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源物 (びん)	委託業者による定期収集	委託事業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	資源物（紙類 （紙パック））	委託業者による定期収集	民間事業者
	段ボール	資源物（紙類 （段ボール））		
	その他の紙製容器包装	資源物（紙類 （雑紙））		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者によるスーパー店頭 の拠点回収 委託業者による定期収集	民間事業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	プラスチック	スーパー店頭自主回収 (民間事業者)	民間事業者
	その他のプラスチック製容器包装	可燃ごみ	市による定期収集	なし

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

飲料缶、紙類、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装の中間処理施設について、民間事業者の施設を活用して行う。

また、令和9年度をめどに、資源物等選別保管施設整備を進める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源物 (飲料缶)	袋	平ボディ 一車	民間事業者 (選別・圧縮 施設)
アルミ製容器		プラスチック コンテナ		
無色のガラス製容器	資源物 (びん)	袋	同上	楠衛生セン ター (ストック ヤード)
茶色のガラス製容器		プラスチック コンテナ		
その他の色の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	資源物 (紙類 (紙パック))	縛る	同上	民間事業者 (選別・圧縮 施設)
段ボール	資源物 (紙類 (段ボール))			
その他の紙製 容器包装	資源物 (紙類 (雑紙))			
ペットボトル	ペットボトル	専用回収 容器 袋	塵芥 収集車	委託事業者 (選別・圧縮 施設)
その他のプラス チック製容器包装	可燃ごみ	袋	同上	四日市市 クリーンセ ンター (焼却施設)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 当該分別収集計画の実施については、四日市市ごみ処理基本計画に基づき、市民や事業者の意見、要望を伺い、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者及び廃棄物問題について専門的見識を有する委員で構成されたごみ減量等推進審議会での議論を踏まえ行うものとする。
- 子ども会やPTAなど地域活動団体による資源集団回収を促進するため、助成金を交付する。また、分別収集を促進するため、集積場整備を行う自治会に対し材料支給などの支援を行う。
- 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう

努めることが規定されている。この点、同法の趣旨は十分に理解できるところであるが、以下の観点から、慎重に対応を検討する必要がある。

- ・平成28年度の四日市市クリーンセンター稼働にあたり、国の承認を受けて、約30年間の運用を想定した処理体制を構築していることに加えて、分別収集した廃プラスチック類を、安定的かつ適切な価格で一括して受け入れることができる事業者が市内にはないことなどから、ただちに現状の処理体制を変更することは困難である。
- ・現状の処理体制は、低コストでのごみ処理に資する反面、CO<sub>2</sub>の排出量が多い。一方、廃プラスチック類の分別収集、処理を実施すると、廃プラスチック類に由来するCO<sub>2</sub>の排出量の減少が見込まれるものの、施設の能力を維持するために、コークスやその他の燃料を追加で投入する必要があることから、クリーンセンターにおける総合的なCO<sub>2</sub>排出量の削減効果は不確定である。また、売電量の減少に加えて、設備投資等によるコスト増加が想定される。

このような点を踏まえ、廃プラスチック類の排出量の把握を含めて、現状の処理体制と廃プラスチック類を分別収集、処理した場合の処理体制の比較検討を行いながら、本市にあった適切な分別収集体制の構築を推進することとする。